

第五十一回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第四十三号

昭和四十一年六月七日(火曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 上村千一郎君

理事 小島 徹三君

理事 井伊 誠一君

理事 細迫 兼光君

賀屋 興宣君

四宮 久吉君

千葉 三郎君

神近 市子君

横山 利秋君

出席政府委員

法務政務次官 山本 利壽君

検 査 (大臣官房司法 事務局長) 鹽野 宜慶君

法制調査部長) 菅野 啓蔵君

委員外の出席者

判 事 (最高裁判所事務 総局民事局長) 高橋 勝好君

専 門 員 勝好君

六月七日

委員佐伯宗義君及び森下元晴君辞任につき、その補欠として鍛冶良作君及び賀屋興宣君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員賀屋興宣君及び鍛冶良作君辞任につき、その補欠として森下元晴君及び佐伯宗義君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
執行官法案(内閣提出第一四九号)

○大久保委員長 これより会議を開きます。
執行官法案を議題といたします。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。田中織之進君。

○田中(織)委員 執行吏制度の改正の問題については、もちろん現行の執行吏規則が明治の早い時代の制定で、その間ほとんど改正が加えられていないという点から、実情に沿わない幾多の問題がある中で、昨年執行吏の手数料の改正のときにも本委員会が附帯決議がつけられたことは私も承知をいたしておるのであります。今回提案されたものを見ますと、どうも従来問題にしておった執行吏制度の根本的な問題については、少し言い過ぎかもしれないけれども、ほとんど触れていない、こういうように私は感じるのをごさいます。そういう点から若干の質疑を行ないたいと思います。

同僚諸君から、もうすでに数名の方が質問をされておりますので、できるだけ重複は避けたいと思っておりますが、根本的な問題については勢いこの改正との関連で問題になるので、その部分については重複する点も避けられないと思いますが、あらかじめ御了解を得たいと思います。

特に、執行吏制度の根本的な改正の問題といたしましては、いわゆる強制執行制度の問題との関係があるということは、昨年出された資料によりまして、昭和二十八年に法務政務次官から日弁連の事務総長あるいは執行吏の連合会、裁判所というふうな関係に意見を求められたときに第一にその点に触れられておると思うのであります。私はやはりこの強制執行制度のあり方、いわゆる

執行吏の権限の問題、あるいは強制執行体制の問題というものは、今度の改正の中には実質的にはそういうものは何も盛り込まれておらないような感じがいたすのをごさいます。提案説明によりまして、抜本的な改正については、なお解決を必要とする種々の問題点があるということをおうたわわていて、ただ従来の「執行吏」というものを「執行官」に名称を改める、それに伴ってもちろん執行吏役場の廃止であるとか、あるいは強制執行との関係におきますれば、従来執行吏に委任をしておりました事項が、裁判所を通じての当事者からの申し立てによりまして執行官が行動するという、この点だけが強制執行の問題の基本に触れておるだけで、しかもこの点は、この法律の公布以後実施までに六カ月の期間がございまして、多くの問題は当分の間、執行吏代理の問題にいたしましては附則によつてほとんど踏襲をされていく、こういう形では、やはりこの問題が古くから取り上げられて、本委員会においてもたびたび議論をされておる問題の解決には実質的には全然触れておらないことになるのではないかと思うのであります。そういう、この提案の説明でも述べられておる抜本的な改正について、この改正に盛ることのできなかつた根本的な問題については今後どうされようとするのか、まず根本的な問題についてこれこれの問題が残っており、それについてはどうするかという点を、提案説明も伺ったのであります。その点については具体的にはお述べになっておりませんが、あらためてお聞きをしたいと思うのであります。

○鹽野政府委員 執行吏制度の根本的な改正、抜本的な改正ということが必要であるのに、今回の執行官法案はその面に触れていないではないか、今後どうするつもりかというのをお尋ねの御趣旨のように承りました。田中委員の仰せにな

ります根本的、あるいは抜本的改正というものが、はたしてどういふものをおっしゃっているのか、必ずしも的確に把握できないのをごさいます。が、おそらく私も前から申し上げておりました執行吏の給与体制をどうするかという問題が中心であろうと思うわけのをごさいます。すなわち、現在の手数料制の執行吏を、純粋のと申しますか、俸給制の執行官というふうになり切らなければいけません。それが抜本的な改正というふうにあるいはお考えになっておられるかと存じます。御承知のとおりこの問題につきましては、先ほど御指摘のございましたように、すでに昭和二十八年に法務次官から関係各方面にこの問題について照会をいたしました。その結果裁判所、弁護士会、学界等からいろいろ御意見が寄せられたわけのをごさいます。が、そのほとんどがこの執行吏制度について改善を必要とするという御意見であつたのをごさいます。その内容につきましては多少のニュアンスはあるにいたしましたが、現在のままではいけない、改正を必要とするものであるという御意見であつたわけのをごさいます。

そこで、翌年の昭和二十九年に法務大臣から法制審議会に対してこの問題について諮問がなされたわけのをごさいます。自來長年月にわたつて法制審議会が検討が進められてきたわけのをごさいます。その結果、かつて昭和三十一年に、先般の補足説明でも御説明申し上げたと存じますが、この執行吏の制度は俸給制の執行官の制度に改めるべきだという基本的な検討の方向が打ち出されたわけのをごさいます。その方向に従ひまして法制審議会においても検討を進めてまいつたわけのをごさいます。が、前に御説明申し上げましたとおり、この制度をさように一挙に切りかえるということにつきましては、なお解決しなければならぬいろいろの問題がある。たとえば現在の執行吏、執

行吏代理の数よりも相当多くの職員をこれに充てなければならぬであらう、そういたしますと、この仕事をさせるためにそれだけの数の有能な職員をすぐにもそろえることができるかどうかという

こと、さらにはまた従来は手数料制で勤労意欲を刺激して能率の向上をはかっているという体制であつたわけでございますが、完全な俸給制にいたしますとさういふ手段がなくなるわけでござい

ますので、どういふような管理のしかたで能率の向上をはかっていくかということにつきましても、なお研究の必要があるわけでございます。そこで法制審議会におきましても、この問題は重要な問題であるからさらに引き続いて検討をしてい

う、しかしながら問題はいろいろあるのであつて、その根本的な改正、抜本的な改正が行なわれるまで現状をそのまま続けていくということとは事

態が許さないのではなからうかということ、先般各委員に御配付いたしました、本年の三月に至りまして、さしあたって実施すべき改善措置と

いうことで法制審議会の一部の答申があつたわけでございます。その答申を基礎にいたしまして、今回の執行官法を立案いたしましたわけでござい

ます。その内容は、ただいま田中委員御指摘のとおり、自由選択制の廃止、役場制の廃止、あるいはまた金銭の保管を裁判所が行なうというふうな諸

点の改正でございました。先ほど田中委員は、抜本的な改正を差しおいて今回の執行官法の内容はあまりに改訂ではないではないかというふうな御趣旨の御質問のよう

に承りました。この自由選択制の廃止、役場制の廃止、それから金銭の保管方法の変更ということとは、七十年來続けてまいりました執行吏の制度

といたしましては相当大きな改革なのでござい

ます。なお、手数料制をどうするかという非常に大きな問題が残っておりますので、今回の法案の内容

はあまりに改訂したことはないというふうなお気持

ちをお持ちになるのもごもっともかと存じます

が、現在までの長年の執行吏制度の運用から見ま

すと、今回の法案に盛り込まれておりますところも相当大きな改正であるというふうに私も考えているわけでございます。

そこでなお問題は残っておりますので、ただいま御指摘いただきましたように今後どうするかという問題でございますが、私もさういふことは、もちろん今後さらに検討を続けて成案を得たいというふうに考えているわけでございます。法

制審議会におきましても、今回の答申は一部答申でございまして、さらに根本的な改革に向かつて検討を続けていくという作業が続くわけでござ

います。それから現在いろいろ執行吏制度の弊害と申しますか、不備と申しますか、さういふような面

で取り上げられております中には、ただ制度問題だけを解決したのでは十分でない点があるの

でございまして、これは御承知のとおり、強制執行の運用という点になりますと、制度を整備いたしま

すと同時に、手続法の整備ということも必要になるわけでございまして、この面につきましても今後さらに検討をいたしまして、ただいま御指摘いた

だきましたような抜本的な改善策というものをなるべく早い機会に得たい、かように考えている次第でござい

ます。○田中(義)委員 私の間き方がまずかつたかもしれませんが、私も執行吏制度の基本的な、根本的なあり方の問題として、手数料収入による、い

わば公務員であるかどうかという性格が、実質的にあまいな形が強制執行という強権的な機関にあるというところ、根本的な問題があるので、それ

をいゆる報酬制による国家公務員としての明確な地位を指向する第一歩といひますか、さうい

う意味で今度の提案がなされておるといふ点は認めておるのであります。しかし振り返つて、私専

門家ではございせんけれども、はたしてその場合に報酬制の執行官という形にすることが、い

ゆる強制執行体制というものを一元化するといふ点から見ていのかどうかという問題も、これは深く掘り下げていけば議論のあるところじやない

れているわけでございます。しかしながら、この問題はたびたび申し上げる様に、手数料制を俸給制に切りかえるかという問題とからんで検討されているわけでございます。執行吏一元案という形をとりますと、従来裁判所がやっていた仕事も執行吏がやる。したがって、それを俸給制の執行吏が一切引き受けることになりますと、これは人員の問題にもかなり大きく響きますし、それから仕事の重要性から見ても、かなり法律知識の高い、経験の豊かなりつばな職員がこの仕事に当たらなければならぬという問題が出てくるわけでございます。さような問題を検討してまいりました途中で、先ほど申しましたように、はたしてそれだけの職員を集めて充員することが出来るのだろうか、少なくとも近い将来にそういう可能性があるのだろうかということが問題になりまして、その点が実は検討がその段階で一時的にストップしているというのが実情でございます。したがって、先ほど申しましたように、根本的に手数料制を俸給制に改めることができるかという問題を今後検討いたしますのと並行いたしまして、はたして一元的な考え方で行なうのか、現在のように執行裁判所と執行官の二本立てでいくほうがより合理的であるのかという問題は、今後さらにもう一度再検討してみたい、かように考えている次第でございます。

○田中(總)委員 その点は、現在のように執行裁判所と執行吏、今度の法律改正で執行官の二本立てという現在の体制のまま進めるといふ点が明確になったと思うのでありますが、その点が私、法律の専門家でありませんからわかりませんが、強制執行という強権的な活動でありますから、そのものあり方の点から、確かに、かりに執行官に一元化する場合には、現在執行裁判所が行なわれる仕事も執行官に一元化することからくるいろいろな問題をあわせて考えなければならぬから、直ちに結論は出し得ない問題だという点はその点でわかりました。

として、俸給制を目的とした方向へ執行官制度というもののあり方を展望して考えられたわけでありましても、いわゆる充足人員の關係から見ても直ちに人も得られないという点も、提案説明の中で触れられておられるのであります。手数料制度をそのまゝ執行官の収入に充てるわけでありましても、今度いわれる執行吏役場というものを廃止し、裁判所に配属するという形で、六ヵ月後には執行官という形になるわけなのですが、その場合においても、人員の問題についてはどうしようもないお見込みを持っておられますか。いただいた統計資料によりますと、局長もいま述べられましたように、本年の三月末現在のいわゆる執行吏と執行吏代理の数の問題が出ておりますけれども、四十一年の三月三十一日現在で、各裁判所に配属されておる執行吏の数は三百二十五、それから執行吏代理の数が二百四十五、それから執行吏職務代行者が二十四というようになっておるのであります。この執行吏数の三百二十五は、この統計資料の中にございまして、これは別の目的で出されたものであります。一四ページの九にございまして昭和三十年度以降国庫補助金受給執行吏数及び受給総額調の關係を見ましても、私の申し上げたいのは、執行吏の總数が昭和三十年三百二十八、四十一年三百三十、この間に一番多かったのは昭和三十五年の三百五十四でございます。執行吏代理の数がこれと別にどういふように推移しているかという数字はございせんけれども、その点から見て、死亡あるいはやめていく人たちの補充にもこと欠くというふうな状況ではないかというふうな推察をされるわけですが、したがって、かりにこの法律が通つたとして、六ヵ月後に執行官としてはずきり任命される者の数と、それから附則によりまして、従来執行吏であった者は、別に辞令がなくて六ヵ月後にそのまま執行官とみなされるという規定があるようでございますが、その關係から見ても、一つはやはり人員の点から見て、執行吏というものを執行官に改めた場合の人員強化の面がどういふようになっていくというお

見込みでありますか、まずその点を伺いたいと思ひます。

○鹽野政府委員 この執行官は御承知のとおり裁判所の職員でございますので、この法案が成立いたしました法律が施行されたという場合に、あとの具体的な充員は裁判所のほうでやりになることとございまして、その実情につきましても、後ほど最高裁判所から御説明があると思ひますが、この法案を立案いたしました政府の考え方というものを先に一言御説明させていただきます。

ただいま御指摘のございましたとおり、実は執行吏が年々減つておるわけでございます。これは執行吏になる希望者が少なくなつてきておるということからくるわけでございます。なぜこういうふうになつてくるのかと云うことについては、つきまして、最高裁判所ともいろいろ話し合つてきたわけでございますが、第一には、たびたび申し上げましても、この執行吏のやつておられます仕事は、御承知のとおり現在手数料制、役場制で、実際には一つの私企業のような形で運営されておるわけでございます。執行行為が何か債権者の個人的な代理人として執行行為をやつておるのじゃないか、あるいはまたそのために債務者から不当に恨みを受けるとか、あるいはその結果一般人から何か軽べつる目をもつて見られるというふうな、あまり人の好まない仕事であるということが一つあるわけでございます。これはいま始まつたことではないので、戦前から執行吏制度につきましてもさういふ問題があつたわけでございます。戦前におきましても収入が比較的良好かつたと申しますか、さういふ面でもカバーされておりました。まあまあ希望者もあつた、こういうことでございまして、戦後になりましたと申しますか、人のもの考え方が変わつてきたと申しますか、人にきつられるような仕事に進んで当たるといふふうな気持ちが一一般にも減つてきたと思ひますが、さういふふうな考え方がやはりさういふ面にもあらわれてきて、こういういふ仕事にみづから進んで

ついでいくというふうな希望者が少なくなつてきたという問題が一つはあるように思われるのでございまして。

それから一つは、手数料制でございますので生活の安定というものが必ずしもないのでございまして、仕事がたくさんございまして収入は非常に多い、こういうことになるわけでございますが、必ずしもそれが確保されるということではないのでございまして。御承知のとおり非常に手数料の収入の少ない場合には国から補助金を出すということになっておりますが、現在までの補助金の額は、この資料にも掲げてございまして、四万二千円に達するまで差額を国から補助してやる、こういう形でございます。月割りにいたしますと最低の保障が二万円にしかすぎないというのが実情でございます。したがって、さういふふうな仕事であり、しかも仕事を一生懸命やれば、事件があれば収入はあるけれども、必ずしもそれが保証されているわけではない。保証されているのはわずかに年額二十四万、月額にして二万円程度のものであるというところの問題があつて、だんだん執行吏の希望者が減つてきたというふうな考えられるわけでございます。

そこでこの法案を立案いたしますに際しまして、さういふ問題を頭に置きまして検討したわけでございますが、今回は手数料制を俸給制に一元化して切りかえることとはなし得なかつたのでございまして、従来債権者の委任によつて仕事を始めていたものを、裁判所に対する申し立てによつて仕事を始めるということにいたしました。いわゆる自由選択制といふことをやめたわけでございます。それから一つは、役場制度をやめて原則として裁判所に勤務する、こういうことには切りましたわけでございます。すなわち俸給制には切りかえませんでしたけれども、全体の執行吏の職務体制というのについて公務員的な色彩を非常に強く打ち出しているわけでございます。そこで

従来、執行吏というところ、とかく変わった仕事というふうに入から見られていたわけでございます。その面が公務員的な色彩を強く打ち出して勤務の本拠も裁判所であるというふうなことにし、さらに執行吏という名称を執行官というふうに変更する感じが従来とはかなり変わったものになるであろうというところを一つは期待しているわけでございます。

それから生活の安定、待遇の改善の面につきましては、その国庫補助の基準額を大幅に引き上げまして、今回の新しい法律に基づきます執行官といふものにつきましては、新しい執行官に採用されるものにつきましては、この国庫補助の年額を六十二万二千円というふうに引き上げる予定であります。これは政令で定めることになっておりますので、この法律が成立いたしました後に、政令でそのような手当てをすることを考えているわけでございます。ただし、現在の執行吏が自動的執行官にすべて切りかえられる関係で、現在のものが自動的に切りかえられるものにつきましては、なお、国庫補助の額が二十六万四千円ということ、新しく執行官に採用されるものよりはかなり下回らざるを得ない、こういうことになっているわけでございます。こういうふうな面では、生活の安定ということも配慮いたしておりました。従来よりははるかに執行官の希望者というものはふえるものであらうというふうに考えている次第でございます。

○菅野最高裁判所長官代理者 ただいま法務省から、御質疑の点につきましての法案の趣旨につきまして御答弁がございましたが、この実施の面につきましては裁判所の責任でございますので、その面から御質疑の点にお答えいたします。

第一の点は、執行吏はただいま三百二十五名、これが御指摘のとおり三十五年を境といたしまして、年々減少の経過をたどりまして、のみならず、執行吏の年齢の高齢化ということが非常に問題のある点でございます。ただいまの執行吏の年齢構成を見ますと、六十歳以上が五〇%を占めるといふような状況になっておるわけでございます。裁判所といたしましては、執行吏制度の基本的問題の改善はもとよりでございますが、さしあたって、この執行吏の老齢化と人員の漸減、これに対する処置を講じませんことには、ついには現行の執行吏制度自体も崩壊の危うきに達するといふようなまことに危機に達しておたつたわけでございます。そこで、どうしても執行官として適性のある人を、むずかしい仕事、困難な仕事ではございませうけれども、特にどうしても呼び寄せなければならぬ。その方策としては理想的には俸給制で、高額の俸給のランクがありますればそれは最も理想的であるかもしれません。しかし、先ほど来法務省からの話もありましたように、急に俸給制に改めるといふことは非常に困難もござい

ます。と申しまして、人を吸収するためにもう来年、再来年を待つわけにはいかない。今日ただいま何かの手を打たなければならぬという事態になりまして、法律の制度の上では現行法としまして変わりはございませうけれども、実質の上においてこれを要するといふ、つまり補助金の制度を大幅に上げるという考えをもちまして、先ほど法務省から御説明がありましたように、現行の二十四万二千円にすぎない補助金を大幅に六十二万二千円というところまで持つていくことが出来る制度にしたい、いただきたいということで、法律案を法務省にお願ひしたわけでございます。したがって、いまして、裁判所といたしましては昨年度の予算要求におきまして、執行吏問題というものは従来と全く裁判所の中におきまして、それは重要な問題として取り上げられたということもなかったわけでございます。昨年度におきましては、裁判所の予算項目の中におきまして最重要項目といたしまして最後まで大蔵省と折衝いたしまして、ということとは、つまり裁判所として執行の重要性ということに十分に認識しておることはもちろんでございますけれども、それと同時に、先ほど申しましたよ

うな事態、それをどうしても乗り切らなければならぬといふふうな、金額としてはごくわずかでありまう、しかしながら金額の問題ではなくて、人を呼ぶために必要な費用としての予算の要求を、つまりもう少し具体的に申しますれば、国庫の補助基準額の大幅な値上げというところを予算におきましては最重要項目として、最後まで努力してまいつたような次第でございます。もしも本法案が通らないということになりますと、裁判所として考えておるところのこの目的を達することができなくて、執行吏制度の将来につきましてはなほだ危機を感ずるわけでございます。そこで三百二十五人となつておるのは非常に足りないわけでございます。まして、裁判所といたしましては、ただいまのところ、少なくとも執行官として百名の増員を必要とするといふふうな考えをしております。これはもちろん執行吏制度を廃止するというものにも関連いたしますが、その百名の増員をいたしまして、これを充員していくために一応待遇を改善いたしましたので、それによって充員のために最大の努力をいたしていくつもりでございます。代理の数がどうなつておったかというふうなお尋ねもございました。その点につきましては申し上げますと、代理も、実は執行吏が減れば代理の数もふえてしかるべきものであるでございます。が、これも三十八年あたりから漸減の方向で、三十八年に二百九十三名おりましたが、先ほど委員から仰せがありましたように、ただいま二百四十五名というぐあいに代理も減つておる状況で、執行吏も減つておる、代理も減つておるという状況で、そういう面では執行の事務が十分に執行し得ない状況がだんだん出てきておるということを申し上げることができるとお思います。

○田中(總)委員 そういたしますと、端的に伺いますが、かりにこの法律が通つて施行された場合、しかも六カ月の猶予期間、公布から施行までの期間をおいて、いよいよ執行官として発足するときの執行官の数というものは、どういふふうな裁判所なり法務省のほうでは押えられておるのですか。これは附則の関係から見れば、その六カ月を経過した時期に執行吏であつた者は、辭令を用いて執行官になるという規定がございますが、法律を制定されるのでありますから、従来執行吏がみなし規定によつて、附則によつて執行官に横すべりしていく者のほかに、新たに執行官として裁判所へ配属される者を予定しているのかどうか、その点を端的に伺いたいと思ひます。

○菅野最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、三百二十五名はみなし規定によりまして、六カ月後の施行の時期におきまして執行官になるわけでございます。しかしながら、先ほど私が申し上げましたように、三百二十五名という人数ではたまたまの執行を能率的にやつていくに足る人数ではないわけでございます。なお百余名の人数を必要とするであらうという計算をしておるわけでございます。この補充を、施行後新しい任命資格によりまして補助基準額も上がつて認められたこの新しい執行官を、あるいは裁判所の書記官の中、あるいは検察事務官の中、あるいはその他の方面、地方公務員であるとか警察職員であるとか、そういう方々の中から広く有能な方を極力求めまして充員していく。それが百名必要なんでございますけれども、まずこれを三年の間にやつていきたい、補充していききたい、そういう考えでおるわけでございます。

○田中(總)委員 現在執行吏の任命規則というのがございませう。それによると、五級職以上の国家公務員の職にあつた者を基準としておるといふふうになっておりますが、いよいよ法が施行された場合の執行吏の任命規則にかわるようないふゆる任命規則ですか、そういうふうなものは今度はどういふふうになるのですか。その点がまた、先ほど菅野局長からお答えになったように、今度執行官の手数料収入のいわゆる国の補助の基準が現行の三倍近くと引き上げられるわけなんです、その関係から見ても、これは現行の五級職が六十二万というふうになりますと、現在は何級

職の給与に相当するの私私はいくらいたしませんけれども、その関係等はどういうふうにお考えになつていくべきか。

○菅野最高裁判所長官代理者 六十二万二千円の補助基準額ということが予算上認められることになつたわけだ。ただし、これは新しい法律に基づきまして、新しい資格に基づいて任命される執行官について適用される額でございまして、いわゆる附則によつて執行官にみなされる人につきましては、現在は二十四万二千円でございまして、これが二十六万四千円程度に引き上げられる。これはわずかの引き上げにすぎません。そういう意味におきまして、新しい法律のもとにおきましては、従来の任命規則、これは七等級でございまして、これによつて任命され、そして今回の執行官法で執行官にみなされる者、今度の新法に基づいて出されることを予定しております任命規則、四等級相当の資格によつて任命される執行官、これは先ほど申し上げました六十二万二千円というベースの執行官ですが、これと二本立てになるわけだ。この点が執行の面におきましていよいよ一つのやな面が出てくるわけだ。ございまして、しかしながら、この現行の執行吏におきまして、この法律が施行後制定することを予定しております任命規則、すなわち四等級相当という、そういう経歴を持つてゐる人が相当数あるわけだ。ございまして、現行の執行吏が一応はみなし規定によつて二十六万四千円クラスの執行官になりますけれども、その中には新しい任命規則に照らしてその資格を持つてゐる人が相当数あるわけだ。ございまして、それをなるべく引き上げていくという方針をとりたいと思つておるのでございまして。

なお、任命規則と申しますのは、従来も、それから今後制定しようと思つておられます規則も、いわゆる裁判所規則でございまして、その点がなげ規則でございまして、裁判所法の法律の委任がありまして、それによつて任命等の資格等は裁判所規則で定めるといふことになつてお

ますので、そういう法律上の根拠に基づきまして今後の執行官法に即した任命規則というものを裁判所法で規定していくつもりでおります。裁判所規則でつくるわけだ。ございまして。

○田中(義)委員 いまの御答弁を伺つておりますと、もちろん手数料収入でありますけれども、国の補助の關係から見れば、新たにこの法律によつて任命資格を持つて執行官として任命される者、それからみなし執行官の中からそれにあてはまる者は今度の補助の基準に基づく執行官に引き上げていくということ、二本建てになるということとですけれども、これも昨年のこの委員会に出された最高裁判所の事務総局調査による三十八年度の一人当たりの執行吏の純収入を調べ繰り返して見ますと、東京が百六万九千九百三十六円、大阪は百二十万七千九百九十九円、名古屋百二十五万七千九百六十円、高松のあるところでも福岡は八万七千七百七十一円、広島が五十六万七千五百五十二円と、こういうような形、これは従来のいよいよ自由選択による委任の關係から出てくるわけだ。地方裁判所の關係では、前橋が四十四万四千七百四十三円、和歌山三十九万五千四百円、盛岡四十一万八千円、旭川四十一万四千五百円、高松四十三万五千六百二十三円、これは三十八年度の一人当たりの純収入として数字が出されておるのですね。こういうような關係と、今度新たに執行官として任命される者について、手数料収入年額六十二万二千円の補助率引き上げの予算的な措置との關係から見ても、なおでこぼこというものがあつておるのですね。自由選択制ではなしに、今度の法律によるように、裁判所のはうで当事者からの申し立てに基づいて事務配分をする關係から見て、その關係で手数料収入というものがどうういうように推移するだろうかというふうなことに付いて検討されたことがございまして、お伺いいたします。これは同時に、いわゆる執行官に新たに人を得られるかどうかということに關係をしまつてまいることだといふふうにも思つておるであ

けれども、その点はそういうようなことを検討されたことがあるのかどうか、この機会に伺つておきたいと思つております。

○菅野最高裁判所長官代理者 執行吏の報酬制度につきましても、むづかしさは、先ほどの完全確給制が手数料制かといふことでございまして、もう一つは、御指摘になりましたように地方的に非常にアンバランスがあるといふところに、この制度全体としてどういふふうにとつていくかといふむづかしさがあるわけだ。ございまして、御指摘のやうに大都市では相当程度の収入があるけれども、非常に少ないところがあるわけだ。ございまして、これをカバーするために、従来も補助金という制度でややバランスをとつておつたわけだ。ございまして、そのバランスが二十一万と二十四万とかがいつて非常に低いものであつたわけだ。ございまして、これを改めるという点に、今度の補助金の引き上げといふことが一つの眼目としてあつたわけだ。ございまして、この額の十分は十分ではございませぬ。所期の目的を十分に貫き得るかといふことにつきましても、多少の心配もないわけだ。ございませぬ。しかし、ともかくも従来に比べれば充員の上において大いに役立つ。実は充員の点で困難を感じますのは、相当手数料収入があるところ、大都會等におきましてはそれほどの困難は実はないわけだ。ございまして、手数料収入がごくわずかで、補助金を受けなければならぬ、それも二十一万程度の補助金でいふことがございましておるところではどういふ人を得られない。それが六十二万二千円といふことになりまして、その補助金の制度が実際に適用されるというところは、ごくいなかでございまして、まあいなかにおきましては、六十二万円で必ずしも十分じゃございませぬけれども、最低の保障としてそれだけのものがあつたといふことになれば、それによつて地方におきましては充員が可能ではなかつたかといふふうにおつておるわけだ。ございまして。

○田中(義)委員 だんだん伺つてくれば、収入の点でも幾段階もあるので、非常にむづかしい問題ではないか、こういう印象だけしか残らないのでありますが、六月という施行までの期間では、そういうことについて実施のほんとうの準備が整うかどうか疑問に思つておりますが、まあその点はあまり時間をかけても何ですか次に移りたいと思つております。

執行官の受験に對する、あるいは任命してからあとも当然でありますけれども、必要人員を確保するための修習制度、そういうふうなことに付いては、これは裁判所の關係にならうかと思つておりますが、どういふふうにお考えになつておられるか、あわせて伺つておきたいと思つております。

それから、この点は横山委員が過般質問をされておりましたので、はつきりした答えが出たのかどうか、最後まで聞いていなかったものでありますが、今度ではやはり、これも附則に従ひまして執行吏代理はもちろん裁判所の許可が必要でありますけれども、臨時に執行官の職務を代行できる附則があるようにありますけれども、執行吏代理といふものは、これも一定の資格があつて、そういうふうなきめられておるわけだ。ございまして、そういうふうな人たちの中から執行官として引き上げられていく、そういうことでなければ、これらの代理諸君の職務態勢の上にも影響を持つておるのですね。でありますけれども、この点は新たな任命規則との關係が出てまいりますけれども、いわゆる必要人員を確保するといふ観点からどういふふうにお考えになつておられるか、この二点をあわせてお答えいただきたいと思います。

○菅野最高裁判所長官代理者 修習制度につきましては、今後の執行官につきまして、これを強化するといふ方向に考えていきたいといふふうにおつております。それから代理の執行官の引き上げ、これも受験資格等を緩和いたしまして、なるべく多くの人に代理から執行官になる機会をつくりたい。実際にできるだけ多くの人をその中に吸収してまいりたい、かように思つております。

○田中(義)委員 それから次に、これは私の理解できない点で、具体的な条文について三、四回

てみたいと思つてありますが、裁判所へ当事者から申し立てた場合に、どの執行官にその申し立て事項を配分するかというのを、裁判所が行なうということになるのですけれども、これは、その裁判所に何人かの執行官がおるといふ場合に、あらかじめ一つの基準というのを、準則というか、そういうようなものがあつてやられるのであります。それとも申し立てのつど、どの執行官にこの申し立て事項は処理させるかというふうな、そのつど決定をされるものなのか、その点はいかがでしょうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 裁判所が基準をつくるということではございまして、その基準に従つて、あとは機械的に、事件がどの執行官にという分担がきまるといふふうに考へておるわけではございませう。

○田中(總)委員 それがいづゆる地方裁判所の定めに従つてやるといふ、この定めというものは、準則というふうには理解していいわけでしょうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 そのとおりでございませう。

○田中(總)委員 その場合に、申し立てを受理した裁判所で、その準則に従つて担当執行官をきめられる事務、これは執行裁判所全体のことだといふことになるんですけれども、それを分掌される関係はどういうことになるでしょう。一々裁判所——裁判官ではないと思ふんですけれども、あるいは執行関係の担当書記官であるといふような関係で、具体的に執行官が行動に移せるような時間的な関係もあるかと思ひますが、そういうような関係は、事務的にはどういふように現実に処理されてまいるようなことになりませうか。

○菅野最高裁判所長官代理者 基準は、裁判所裁判官会議で定めるわけではございますが、具体的に事件をどう受け付けていくかといふことにつきましては、これは事務の繁閑あるいは事件の多少によりまして、どこに事務を配分するかといふことがきまつてくるわけではございまして、あるいはいはいづゆる訴訟関係の書記官とか、事務官、あるいは

場合にによりまして執行官、したがつて執行官の補助としての事務員が実際の事務をとるといふことにもなるかと思ひます。

○田中(總)委員 それから、やはりこれも第二条の關係の事務處理の關係でありませうけれども、裁判所が執行官の個性に着目して、特定の執行官を指定して事務を取り扱うべきものとした場合は事務の配分は生じない、——これは裁判所において執行官が事務を取り扱うものとされた場合の規定のようでありませうけれども、「裁判所が執行官の個性に着目して」といふその「個性」といふのはどういふことなのか、この点は逐条説明書の七ページの最初に「個性」といふのが二カ所出てくるのでありますけれども、執行官の個性によつて事務の配分がきまつてくるというふうなことについては、これは一般のいづゆる当事者になりますけれども、申し立てた場合なり、あるいはこの場合にそういう場合ではなくて、裁判所において執行官に取り扱わせる事務がきまつた場合のことだと思ふんですけれども、この場合の「個性」といふのは、わかりやすいいふばどういふことなんでしょうか。

○菅野政府委員 御指摘のとおり、執行官に事務を配分する場合には、どの執行官でも同じように仕事が出来るといふことがたてまえてございませう。そこでただいまのような、執行官の個性に着目して特別の事務を取り扱わせるといふことは疑問だといふ御指摘でございませうが、「執行官の個性」と申しますのは、私どもが考へておりますのは、別のことで申しますと、「執行官の能力」といふようなものを考へておるわけではございませう。たとえば、前回にもたしか御説明申し上げたかと思ひますが、不動産の強制管理を行ないます場合に、管理人として執行官にその事務を取り扱わせるということがときどきあるわけではございませうが、不動産の管理といふことになりませうと、そういうふうな事務になつておる者と、必ずしもそうでないという者もございませうので、そういう場合には、それぞれの執行官の個性と申しますか、

能力と申しますか、そういうものを考へまして、裁判所が執行官を特定して命ずる、こういうことがあるわけではございまして、それ以外の場合には、執行官は同じ能力を持つておるといふふうには考へられるのが当然でございませうから、先ほどの基準に従つて事務配分が行なわれる、こういうことにはなるものと考へておるわけではございませう。

○田中(總)委員 いま具体的な例として不動産管理の場合をあげられて、その執行官の能力というふうには説明をされたのでございませうけれども、現在の執行官の扱ひ仕事の中から、たとえば最近多くなつてゐる労働関係の問題、あるいはこれは労働関係とはまた違つた意味において家庭裁判所関係の問題、そういうようなものを執行官の現在のなにかにはすべきではないか、それぞれ別の執行官体制をとつたほうがいいのではないかという意見があるやに聞いておるのですが、特に労働関係の問題で、仮処分等の場合における執行官の能力というやうなことも起こり得るのではないか。現在のやうに、そういうものを分離した形、別な形でやらずに、執行官によつて労働関係の——あるいは先年の、たとえば三井三池の争議のときのような問題も、やはり執行官の能力の問題が起り得るのではないかと私は思ふのであります。そういう意味で、執行官の能力はすべて同一であるといふことが望ましいけれども、現実にはそういう差が出てくるということも、これはいふまでもない事実だと思ひます。それからいふと、その個性といふものにあまりにも重点を置く形になれば、端的なことで言つてもおられますれば、やはりへんばな問題が起る。そういうことで、これはあるいは執行官に対する除外なりあるいは異議の申し立て、そういうやうな関係も出てくるかと思ひます。

○菅野政府委員 一般的には執行官の能力は均一であるといふふうには考へられますので、裁判所の基準に従つて事務配分をされるべきものだと思ひておられます。しかしながら現在まで實際問題といひまして、先ほど例にあげました不動産の強制管理等につきましては、特定の執行官にそれを命ずるといふことが行なわれてゐるのが実情でございませうので、そういうものにつきましては、執行官法になりまして、やはりそういう余地を残しておくといふことでかような規定をいたしておるわけではございまして、これがたゞいま御指摘のやうないろいろな事件、各種の事件に広まつていくといふことは、私どももいたしましては考へていないわけではございませう。

○田中(總)委員 その点は特に慎重にしたいだかなければ、特に労働事件の關係については、他の民事事件とは別なやり取り扱いをすべきものだといふ意見が——これは法曹關係の中にも意見が分かれておると思ふのでありますけれども、私、いま見ますと二十八年度の当時の清原事務次官からの照会に対する日弁連事務局長の回答文の中では、労働事件、家事事件については特殊な性質を帯びてゐることは異論がないけれども、現在の件数から見て、別個の機關を設ける必要はないといふやうな意見が出ていますけれども、最近やはり労働争議等に關連して出てくる仮処分等、問題が相当起つておるわけではございませう。そういう意味で、いま申されたやうに、これはやはり個性に基づいて執行官がきまつたといふことをあまり広げないやうにしていただかないといふと、弊害が起るんではないかと思つて、御答弁をわざわざしたわけなんです。

そこで關連して、これも強制執行制度全体のことと問題になるし、一つは従来の執達吏役場關係の問題が出ておるのですけれども、俗に立ち会い屋と言つてゐる、こういう關係の問題は、もちろん現在の民事訴訟法によりまして、具体的にあらは証人なり立ち会い人、差し押えに行つて、成年の人がいない場合の、警察官であるとか、あるいは成年以上の人間の立ち会いを求めるといふ

規定がありますけれども、仮処分の場合には、えてして執行吏に伴いまして相当な人員が繰り出されるわけなんです。

具体的には本年の一月の二十七日の夜中から二十八日の未明にかけて、京都で文化厚生会館の管理権の問題で、私どもの関係しておる部落解放同盟の京都府連の關係と、部落問題研究所との間で仮処分問題が起こった。しかもそれが異例の夜間執行ということになったのであります。所轄の、川端署でありましたが、機動隊が約百名出動しているほかに、執行吏のほうでいゆる立ち会いの名義だと思ふのでありますけれども、約五十人の人夫を伴って来ているのであります。そのため、かつて本委員会の委員でありました坪野君が弁護士として私どもの關係の訴訟代理人として、その仮処分に反対の立場で結局現地で徹夜したという關係もある。あとで調べてまいりますと、その五十人の、暴力団と言つてまいりますと、それせんが、金ヶ崎の立ちん坊を連れてきています。日当が二千元というのです。これは現在の場合においては、いゆる執行吏の要請に基づいて、債権者のほうでその執行を確保するためにも、もちろん執行吏との間の話し合いで、そういう者を動員してきたのだと思ふのであります。夜間執行の關係でありますから一人二千元ずつで、その人夫の費用だけでも十万円だ。これは仮処分申請者のほうでは、かつて裁判官であった青木英五郎氏は三名の弁護士が立ち会いました。私のはこの關係では坪野君ほか一名の弁護士が立ち会ったのであります。そういうような關係が、先ほど申し上げました三井三池の場合におきましても、執行吏に伴うそういう人員、あつては炭鉱地帯でありますから町の暴力団であるとかいうような關係から、四山鉱では組合員が刺殺されるというふうな問題が、これは強制執行に關連してでありまして起こっております。今度はこの法律によつて執行吏は執行官ということ、より国家公務員である、ことに裁判所の職員であるという性格が明確になつての場合だし、法律により

ますれば、そういう場合に威力を用いて抵抗があるというふうな場合には、警察官の立ち会ひということが法で認められておるわけでありまして、これも、現実にはそういう形で暴力団なり、あるいは金ヶ崎の立ちん坊というふうな、そういう日当日当てで、したがって何をやるかもわからぬ、そういう者を従来の執行吏は従えてやはり職務の執行をやつてゐる、こういう事情があるわけなんです。したがって、この法改正にあたつては、当然そういうことにはないように——これは従来はいゆる債権者となる人たちから、債務者の立場からやる場合もあると思ひますけれども、執行を申し立てた人間が費用を分担することになつてきているから、勢い便宜的な、そういうことが起るのであります。最近なまなましい問題として、そういうことが起こつておるわけなんです。

今度はまさか裁判所でそういうものまで費用の予納だということになるのは、法の上からは出てこないと思ふのであります。現実には従来はそういうことをやつておるわけでありまして、また執達吏役場というものは今度は廃止になるからいいようなものでありますけれども、そこには競売屋であるとかいろいろな連中が居るところに、一つは執行吏制度改正の問題が出てきたので、今後はそういうような悪の温床にもなるという役場がなくなつて、裁判所にじかて執務するということになつておるのですから、そういう弊害はなくなつておるのではありませんが、そういうふうなことにまつてまで当局はお考えになつておられるのかどうか、あわせて伺つておきたいと思ふ。

○菅野最高裁判所長官代理人 強制執行は強制力の行使でございます。そこに実力行使の面があるわけでございますが、これが整然として法の規制に従つてなされなければならぬことは当然でございます。従来とかくそういう面におきまして、不十分な点がなかったとは申し上げかねますけれども、今後役場が廃止され、裁判所の監督というものが直接的になつてきたという点におきま

して、そういう強制力の行使が整然と行なわれるという面におきまして、従来より前進した姿が出てまいるものと信じております。

○田中(總)委員 この点は、ことに私がいま具体的に申し上げた点は、特に立ち会ひ屋といつては部類に属するんではないかと考えられるわけでありまして。そういういふものが連係を持つておるような關係が、今度は断ち切られるだろうという点が一般的にこの改正から推測されますけれども、現実にはそういうことが今後とも起こらないという保証はないと思ふ。したがって、今度の改正の中ではその点は触れられていませんけれども、さらにそういう点についてはもっと実情を見きわめられて必要な規制をやつていただきたいという点をこの際要望しておきたいと思ひます。

それから、まだいろいろ伺いたい点もありますけれども、時間も経過いたしましたので……今度、従来執行吏が保管していた金銭を裁判所が扱うというところにされたことが一つの改正の大きな点で、したがつて執行吏の権限内に、あるいは占有に属されていた金銭の問題にまつわる不祥事件等がなくなるわけでありまして。しかし、気になるのは附則の第十條で、当分の間は必ずしも右の処置によることなく最高裁判所が別段の定めをすることができるようにした。こういうことになる、今度の改正によつて、従来執行吏が直接していた關係の——もちろん債権の取り立て等で支払いを受けたものであるとか、費用等の問題について、予納をすれば、その予納の範囲内で一つの免責があるわけでありまして、それらを裁判所が直接扱われることになつたといふけれども、この附則十條の、ごくしつうと的な解釈ですけれども、この点も最高裁判所が何か別な規則を設ければ、裁判所に保管しない、別な、従来に似たような取り扱いができるんじゃないかというふうな、一つの抜け穴というか、そういうふうな解釈ができるんですが、その点はほんとうのところはどうなのかということ。

それから附則の關係でしばしば「当分の間」ということが出ていますのでありますが、およそどのくらいの期間を考へておられるのか。これは必ずしも法律が公布されてから施行されるまでの六カ月というところではない、別な期間のように解釈をしなければならぬのじゃないかと思ふのであります。一体それは、少なくとももと根本的な改正というものが出てくるまでの間まだ何年か続くというふうな意味のものなのか。そういうような点から私が質問の最初に申し上げたように、一つは「執行官」ということにかえて、問題の多いこの執行吏制度の問題について手をつけてみたけれども、結局附則で当分の間は現状の執行吏代理の問題であるとか、あるいは事務職員の問題であるとかいふような形のものも引き続いて——まあ役場の体制がそのまま裁判所の中へ入り込むような結果になりはせぬかという心配が出てくるのであります。この附則の各条文中に出てくる「当分の間」というのは、少なくともどのくらいの期間を考へられているのか。いろいろ準備等の關係もあり、次の改正の展望も持たなければならぬかな時間確定することはむずかしいけれども、少なくとも、ずるずると二年も三年もということになれば、せつぱく手をつけたことの意義が減殺されるような気がいたしますのでありますが、その点はいかがでしょうか。

○菅野最高裁判所長官代理人 仰せのとおり本法の附則には、いろいろのところに「当分の間」ということを用いております。その中で代理の点については、先ほど申し上げましたように、まず三年の目途で代理といふものではなくして、あくで實際の問題を扱つていきたい。それから金銭の保管の点につきましても、これが仰せのとおり「別段の定め」ということになりまして、つまり従来どおり執行官が金銭を取り扱うという形がしばらく残る部分が出てくるわけでございますが、これは結局裁判所の会計職員の手算の手当をいたしませんと、裁判所がこの事務を全面的に取り

入れることができないためでございますが、その手当てをいたして裁判所にこの法律案の本則のおり金銭保管の事務を取り入れることが三年のうちにはできるようにいたしてまいりたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

その他刑事送達手数料、退職金の問題につきましても「当分の間」という字句を置いておるわけでございますが、刑事送達手数料の問題はいろいろ困難な点がございまして、むしろ法律制度の問題でございまして、法務省のほうからお答え申し上げるの筋かと思ひますが、私どもの感じとしていたしましては、刑事送達の手数料の問題を解決するためにも二、三年の期間は要する。退職金の制度につきましてもいろいろございまして、やはりこの点もいろいろむずかしい点がございまして、来年すぐというところもあるいはむずかしいのではないかとこのように考えております。

○田中(總)委員 私伺いたいた点はまだほかにもありますけれども、これで終わりますが、最後に今度執行官にかかわった場合の手数料について、最高裁に別途定められた案が示されておるわけでありまして、見ますと現行とほとんど金額においてはおなじものかと思ひますが、その点でいろいろの物価の関係等の事情を考慮して別に定めるということも提案説明でされたのですが、委員会の審議のために出された別に定める手数料の原案によりまして、現行とほとんど変わりが無いのじゃないか。そういうことになれば、やはり手数料によつて執行官の収入というものが確保されるという関係から見て——これはあるいは法律関係の方々にとつてはそう上げられては困るという問題も出てくるのかもわかりませんけれども、しかし、執行官の収入が手数料によるといふ基本的な考え方である限りは、手数料の問題についても、最近の物価情勢等の関係から見れば、ある程度の増額といふものは配慮しなければいかぬのじゃないか。最高裁から出されておる原案を見ますと、現行とあまり開きのないように見られるのですけれども、その点はいかがでしよう。

○青野最高裁判所長官代理者 仰せのとおり、今度の手数料規則案によりまして、現行の手数料と大差はないのでございまして。これは一つには、昨年比較的大幅な手数料の値上げを訴訟費用等臨時措置法の改正によりましてお認めいただきまして、引き続きまして今年すくこれを改正するといふところまでの必要性を必ずしも私も認めるなかつたためでございますけれども、今後の物価等の変遷に伴ひまして、手数料の額につきましては相当の、それに相応するような手当てをしてまいらるつもりでおります。

○大久保委員長 井伊誠一君。
○井伊委員 委員諸君の質問によりまして、大体のところは終わつておるよう思うのであります。したがつて、私のお伺ひすることはほんの数点のことになつたと思ひます。

この執行官の法が実施せられますというところ、まず役場が廃止せられて、裁判所に一般の書記官と同様に勤務をせよという、そういう体制になるというところであります。ところが、廃止せられますところの役場の数は、伺ひましたところによりまして全国では二百三十、出張所が三十四。このうちその役場が裁判所の庁舎外にあるところのものが六十七だといふように承つたのですが、こういう二百三十もの、そのうちにいまの、裁判所の庁舎外にあるところの六十七、これも含めて全部廃止をせられたときに、この対象になるのは六十七だけ、こういうことに相なるわけでありましようか。

○青野最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。
○井伊委員 その以外のまず百七十くらいの人たちは一応裁判所の庁舎の中に入るといふことであります。これが、これに對するところの、何と申しますか、設備というか、そういうものは、庁舎の中であればこれは自由にその設備を建てることを許されるようなわけでありましようか。

○青野最高裁判所長官代理者 いまの御趣旨は、裁判所の構内に入つた執行吏の役場がなくなりまして事務室になります。そこに事務員等が自らに入つていけるのかという御趣旨でありますか。

○井伊委員 役場は廃止はされますが、庁舎のうちに書記官などと一緒にお席を持つて事務をとる、こういうことでありましても、その役場という名称を使わないで、自費で裁判所の中へ執務するところの建物を建てる、そういうことは許されるのかどうか。

○青野最高裁判所長官代理者 それは役場を廃しますと同時に、裁判所の中に執務の場所をとり入れるという趣旨でございまして。執行官が独立にそこに建物を建てるということにはならないのでございまして。

○井伊委員 お考えは、そうしますと、従来のあるものはそのまま建物として認めるけれども、その以外の役場——役場と申しましては実際は、いま役場といつておられますもの、執行吏が自分の自宅を役場として使つておられるものも相当あるわけでありまして。こういう人たちが、今度いわれる役場というものの廃止によつて、裁判所のある一室であるか、あるいは一室のうちの一つの席であるか、その辺はこれは明らかでありませんけれども、とにかくここで書記官同様に執務をする、こういうたてまえだとすれば、いまのところ私が聞き及ぶところによりまして、この前お話しになりましたような、ごくわずかの者だけが困るというふうなものではないようであります。かなりそれは数の上にも多いと見ておるのであります。現に私の尋ねました新築田の裁判所それから新築の裁判所におきましては、新築の裁判所のほうにおきましては、執行吏のいるべき特別の部屋を今度の庁舎の中にも予定されてないようであります。それから新築田の庁舎におきましては、机は一個くらいあるはずだといふお話であつたからそういうことを聞いてみたのであります。その点については、いや実は定席はない、書記官だけ一ぱいになつておるからそういうあれはなくて、たまたま用があつて来れば、あいておるところで書類を開いたり何かするけれども、実際はとて

そんなところにおられるものでないから、関係者と廊下のあたりでちよつと話を引き揚げていって、役場といつて自分のうちで執務をする、こういう実情である、こういうことを言つておるわけでありまして。執行吏を執行官として、一つの公務員としての立場を尊重にするという意味合いにおいて引き上げられるという——私に言わせれば思ひつきでありますけれども、実際にその場はけつこうだと思ひますけれども、実際上その場所が与えられないのじゃないか。執行吏の事務は、一般書記の事務とは性質がよほど違つておるのであります。執行といふものからいみまして、それから対外的な、外での仕事が多いといふことであります。これにはやはり執行吏自体、決心とか強さとかなかなかさまざまな要素を必要とするのであります。その依頼者にしましては、また執行の相手といたしましては、これはたいへんさまざまな変化があるものでありますから、それらの人が書記官と一緒に席を並べておいて事務がとれるというふうな性質のものじゃないかと思ひます。そこがやはり特殊性である。よしんば、それが一人の執行官といたしましては、一人の書記官と、同じような机でもつてやれるなどといふことは考えられないのです。別に説明などいたす必要もないことでありますけれども、執行官が自分で管理をいたします書類といふものは、これは書記官のほうにいたしますれば別に裁判所としての倉庫を持つておつて、そこに書類を入れるというところがありまけんけれども、一人独立をしておる執行官が、裁判所のどこかに入つて席を一つ持つただけでは——扱つておる書類や関係しておる書類、そういうものを保管する場所だけでも相当広いものを要する。これは先日東京の地方裁判所合同役場を視察いたしました際に、あの全体として百五十五坪くらいある延べ坪の中に倉庫が独立して、おそらく書類や物件などを入るものであると思ひますが、その倉庫が三カ所ある。そのほか執行吏の総務部といったようなところ、それから受付のほうの関係、それに専属する書類のたなであ

部屋の中の三分の一くらいはふさがっているのではないかと思われる。あれがなかったならばあそこにもいられないかもしれない。独立の倉庫としてあるものでありませう。執行吏の周辺には、事務に關係した大きなものが付随してある。それを管理しなければならぬ責任がある執行吏が、裁判所のところに入っても、もたらしても、一つの机も実はないのだというところへ、そういう人たちの入るべき余地があるかどうか。これは明らかにそこに入り切れないのではないか。そういうふうになりましたときに、これは合同役場のようなどころではそのまゝにしておかれたらいいことであるが、これはよろしいといひました。ことにそれは裁判所の庁舎の一部分というところにあるから、それはけっこうでしようけれども、独立しておる人たちに、どうしては、もうやる方法がないのではないでしようか。入るとすれば一体どうふうにしてその管理のものをあつたのか、裁判所の倉庫を直ちに使うことができるのかどうか。それはおそろくは裁判所の倉庫の中に一緒に性質上できないでしよう、また広さの關係上そういうものはないでしよう。普通事件の扱った数、そういうものによつて大体十年間書類を保存するという想定のもとにできておる倉庫、そういうものがないところ、新しく一世帯持ち込むことは私ではできないでしよう。どこへそういうものを持ち込むかという實際問題があると思ふ。それでありますから、これは監督の上からいへば、執行吏はその定まった時間に出てやはり出勤簿に判を押すということにはなろうと思ふのでありますが、それはともかくとして、まずそれを受け入れるところの裁判所の執行吏受け入れの場所が、十分に用意されておるかどうかについて私は疑問を持っておるわけですが、これに對しますお考えはいかがでありますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 全国で裁判所の数にいたしまして二百三十、役場の数にいたしまして出張所と合わせまして二百六十四ばかりの執行

吏役場のうち、いまだ裁判所の庁外にあるものが六十七ほどあるわけでございます。これを法律のたてまえから申しまして、裁判所の庁内に取り入れる措置をしなければならぬ。のみならず、現在裁判所の庁内に入っているといわれておる裁判所におきまして、その施設が必ずしも十分でないといふことは御指摘のとおりで、私どもその辺をたいへんに遺憾に思つておるのでございませう。制度が変わりまして、役場がなくなつたというところになります。そういう施設を設けるための予算要求の上におきまして非常にやりやすくなるわけでありませう。今度制度が変わつたんだが、かかるに設備としては非常に貧弱だ、予算をつけてくれといふことが、この法律案が出来ますと非常にやりやすくなりまして、それで、この法律をたてまえにいたしまして、私どもいたしまして、極力施設の整備のための予算を獲得するといふことに努力したい。裁判所といひました。先ほど申し上げましたように執行吏制度といふものは必ずしも裁判所としての扱いとしても十分でなかつた。今後はここに重点的に、予算の上におきまして力を注いでいくという体制が裁判所の中にみえつてきております。必ずや、そういう施設の面におきまして、十分な予算のために裁判所が全力をあげて今後力を尽くしてまいることになると思ふ。これを申し上げておきます。

○井伊委員 制度が変わればおのずから予算の問題で、それは予算でもつてその準備をしなければならぬと思ふけれども、實際といひました。はたしていふんむずかしい問題が起るのではないか。予算の金額というものが大きくなるというところだけでなくて、場所の問題からいへば、いまの庁舎を拡張するとか、あるいは倉庫の問題なども出てくるのであります。それがどこまで執行の上で広げることが出来るのか、それは、実はそれだけではない。いま申し上げましたのはごく広げられない面だと思ひますけれども、一個の執行吏としましては、単に書類や何かだけではなくて、

事務をとるということにいたしました。これは事務の分配は裁判所のほうでされるのでありませうけれども、そのものは單純に裁判所の配分の命令によつてやるといふふうになりまして、實際は配分をされたその事務をとるときには、裁判所の一般の窓口になつて、やはり執行官の窓口といふものが必要になつてくると思ふのです。

裁判官の窓口は、その中に人がたくさん出入りするものと考える。書記官の場合は窓口を幾つかにしまして、それで事件の分類、民事とか刑事とかに分けてそれぞれ窓口が幾つもございませう。それは通常の裁判所の場合であります。執行吏はそんなようなことだけでは用は足りないのです。それをやりましたならば、窓口の廊下のところでおるといふのは書類を出したり指図を受けたりして、おるといふところ、そういう裁判所のつくりであります。そんなところになつたら、執行官の窓口をかりに設けましたところ、いまのあり合わせのものではどうにもならないと考える。私もそういうことをいまあれしたら、執行官になつて、裁判所の中に引き上げるといふことになつた場合において、これはたいへんなことでは、

言つたら、これはたいへんなことでは、これは想像しておるところであります。全体としてもやはり執行官の庁舎のうちではあるけれども、現在役場といつておるくらい面積の部屋、そういうものがどうしても必要なものになつて思ふのです。それが、さきさき事件の性質によりまして、経過の上の相手方も、それから申請をするところの側も、關係者がなかなかたくさんありますから、出たり、入つたりたいへんだろうと思ふのです。それでその部屋が必要だといふことを考えられるのであります。そうなつてきますといふと、やっぱり引き上げてはみたものの、性質上は庁舎の一隅に一つの建物を建てるくらいのこと、まず必要になつてくるのではないかと、

いうふうにお考えであります。それを通つてみれば、予算の交渉に必要であれば話しやすくなる、こういうふうにお考えでありますけれども、それは

お見通しがあるまいのではないか。それは通れば、必要はわかつてまいりますが、その点の予想などはなすたのでしうか。執行吏がどのくらいの場所を要するか、そういう点はいかがでございませう。

○菅野最高裁判所長官代理者 仰せのように、執行吏役場を廃止しましても、裁判所の中にそれを取り入れるということになりますれば、どちらに置きましても事務量は同じわけでございますから、少なくとも現在の役場と同じスペースがなければ、役場を裁判所の中に取り入れたということにはならないと思ひます。したがって、予算の要求におきましては、倉庫等のいろいろの設備を含めた意味におきまして施設の予算要求をしていきたいと思います。

法律はまだ通りませんけれども、私ども昨年来その点につきましては努力いたしておりました。いささか御披露できる程度のもので、たとえば大阪を昨年やりまして、大阪は実はひどかつたものでございませうから、その反動をいたしまして、プレハブの事務所でありませう、非常に環境がよくなりまして、当事者の執行吏の人にも非常に喜ばれております。先ほどお話しございました新湯は、ただいま新湯のために仮設の建物を使つておる。聞いておられますので、執行の關係でも非常に御不便をかけておるといふ点を承知いたしておられますが、新湯のみならず、全般的に今度庁舎が新営されますときには、必ず先ほど申しましたような趣旨の、執行官のためのスペースを確保するような方針を経理局の当事者も持つておるやうでございまして、新湯も、新湯の晩には、ただいまのような御不便はかけないつもりであります。

○井伊委員 ただいまの点は、これは十分な注意をもつて、執行が遅滞をしたり、あるいはある場合にはできないというふうな欠陥も生ずるというやうなことはないやうに、御配慮をお願いしたいと思います。次に、監督の關係であります、裁判所がこの

執行吏を監督する、執行官を監督する場合であります。ちよと先ほど田中委員からも御質問がありました中に、特殊の場合でありましようけれども、労働争議の場合、ああい問題が、これは庁内に事務の配分が行なわれておつて、そしてそれかそのところに執行官が担任をするといふことになるのでありましようが、今後労働争議といふたようなものはますます多くなるのではないかと、私もそう考へておるのであります。そういう場合に、とかくやはり仮処分の問題などにおいて、その人を得るということがだんだんむずかしくなつてくるのではなからうか、労働問題、この管理権の問題で仮処分をしたといふ、お話しのとおり、そういうものは幾つもあるわけでありましようが、これに対して、執行官が何びとが適當であるか、この配分はやはり監督権に關係すると思ふのですが、それが實際におきまして、だんだんできなくなるといふ危険も出てくるのではないかと、執行官がそのとおりに執行官によつてできなくなるといふ場合が生ずるのではないかと。そういう場合に、従来ありますところの執行吏の場合でありますならば、この執行吏に頼んでも、これは辞退するものがあるわけですが、どうもそういうものにはなれませんからといふので、たいがい辞退をするらしい。そしてその中に、ちよと私らのところで執行吏の老練な人があつて、その人がまた頭もいけれども、度胸もあり、力をおそれない。やはり執行そのものを執行するのには、それだけの力を持つてゐる人がおつたのであります。が、その人も初めてのときはなかなかつらいところの立場に置かれたのであります。ところがその人のやり方が成功すると、これはもう非常に遠いところからでも、ただその人一人しかやれないといふところから、その人をたよつてくるといふことでもあります。そしてその人をして執行をさせる、こういうような実例を私も見ておるのであります。そういたしますと、これは役場を持つた執行吏として、執行の依頼を受けても、實際いふと力がないといへばこれを無理に頼んだつて効力がないものですから頼むことはしないわけですが、力のありそうな者を頼むといふことは当然のことです。あります。そういうことは、裁判の執行をするといふ点から見れば、まことに遺憾なことではありますけれども、能力のない者はしようがない。そこで避けて、一人の人のところにのみそれが集中して、こゝういふ事態が生じたのであります。が、そこにもまた特殊の場合であるがゆゑに特殊の扱いをするといふような事例も実は聞いておる。それは、いま御質問をするのには關係ありませんけれども、特殊な執行吏といふことに世間では見ておりますから、これに対する報酬等も、報酬は報酬でありましようが、やはり裏のほうに何かのあれがあるといふたようなものが出てくる。これはもう希少価値でありますからいふことが出てくる。今度これがみな裁判所につとめることになつて、事務の配分がきまつていふことになれば、結局その執行のできふで、成功するかしらなかと、そういうものはやはり裁判所の責任になると私は思ふのです。配分をされたその事務を執行するところの執行吏が、行つてみるけれども結局できないといふことになれば、第二、第三の準備はいたしましよ、準備はいたしましよ。けれども、かりにそれが執行できないような事態が起きてきたならば、結局は結局裁判所の責任になるのではないかと。裁判所が判決をしておつて、裁判所がその執行吏に対する配分のいかんによつてその責任を負わなければならぬといふような妙なことも考へられるやうです。そういう事態は、何ごともそういうことが起きるといふのではなくて、近ごろだんだん多くなりやうな労働争議における仮処分のごとき問題において私はそういうことを思ふのであります。そういうふうになるといふことは、これはお考へにならないのであります。ましようか、そういう場合であればどういふやうな処置をなさるのでありましようか、その点をひとつ。

○菅野最高裁判所長官代理人 執行の適正を期するためには、一面において監督権の強化、ただいまの例で申し上げれば、いたずらに執行をやめて帰るといふやうな事態が生じないように監督権を行使しなければならぬと思ひます。しかし監督権の半面は責任でございまして、今後裁判所が監督権を強化していくといふことは、一面においてそれについて裁判所が責任を負う。従来も責任がなかつたといふことは申し上げられませんが、けれども、従来よりもなお一そう責任を負わなければならぬといふことに相ならうかと思ひます。それによつて執行が適正に行なわれることを期待したいと思ひます。

○井伊委員 執行吏は、執行官になるということについてはなおさまた新しい経験をしなければならぬと私は考へるものであります。それらの点はなかなか広範にわたつて起つてくるものと考えますが、まずこの法律が施行されるまでの六カ月の間でなすべき準備といふものを一応やつた上で起つてくることであると思ふ。それはさらにその後の問題にならなければならぬと思ふのであります。けれども、これもやはりお考への上にならぬといふことだつて、そしてそういう点の損と申しますか、しまいにいふとよい込んだためにたいへんな問題になるといふやうなことはないやうな御配慮をお願いしておきたいと思ふのです。

それから私も一つお尋ねしておきたいのは、執行吏代理は、特に裁判所が許可したところの人のうちからその執行吏の仕事をやるといふことになつておるやうであります。これから先の執行吏を採用するといふ場合には、やはり執行吏代理の人たちから採用するといふ方針でおられる、こゝういふふうに承りましたが、そういうことでありましようか。

○菅野最高裁判所長官代理人 なるべく多くの執行吏代理を吸収できるような施策をしていきたい。といふことは、受験資格等におきましてもう窮屈に考へないで、広く受験資格を認めて、執行吏代理が執行官になれる道を開いていきたい、かように考へております。

○井伊委員 執行吏代理といふやうな人たちは、かなりの年数、経験を持つておる人たちが、条件にも備つておるやうな人たちがあつてから、そういう第一の給源にしてはけつこうだと思ふのですが、それらの人々たちを入れましても当今の、地方のいまですとだんだん減るという傾向を持つておるのではありません。もちろん中央に集まつておるのではありません。もうろん中央に集まつておるやうな形のせいもありましようけれども、大体地方における執行吏は中央にくるといふやうなものは、東京の近接地帯ならば移住もできるかもしれませんが、それ以外でも、離れてゐるところの者はおそろくそれつきりで終わるものと私は考へるのです。それで執行吏の補充といふものは、それそれ現にやつてゐるところの地方の執行吏は今度執行官となつて入りますが、それだけでは非常に数が不足して、やがて――どうも老練の人が大体多いのではないかと思ふのです。そういう点から言ひましても補充といふものは早晩詰まつてくるのではないかと。そしてこれは十分に奨励をしてみても、それらの人はだんだん引退するやうな傾向を見せつてゐると思ふのです。そういう場合に、今度新たに採用するところの基準といふものは、これは試験がありましようが、その基準といふものは用意しておられるのでございまいましようか。

○菅野最高裁判所長官代理人 先ほど田中委員からのお尋ねにお答えいたしましたとおり、新基準はやはり考へてゐるわけでございます。新任命規則によりましては四等級相当といふ格づけをしております。

○井伊委員 まだそれは構想の程度でありますから、なんでありましようが、ほんとうに執行をするところの執行官、つまり執行吏はだんだん減る趨勢と私は見るのであります。中絶に合同役場のできましますも、実を言つとやはりそういうところにあると思ふ。みづからはあまりやれない広範な事務をやるのに、経費だけで倒れてしまつては困るといふので、合同の役場をつくつて、そしてその下には実は執行吏の資格のないやうな人をたくさん使つておるといふ実情も、これは執行吏がたくさ

ん出ておればそういう者も使われてこないのではないかと思うのです。これはしかし、今度は裁判所に帰属してまいりますから、そういうものは起きまいと思えますけれども、よっぽど執行官採用の基準というものを——これは大体言うところ、公務員としての立場を厳重にして、監督を厳重にして、執行にあたっては適正、迅速にやれるような体制をつくらうというお考えのようでありますから、どうしてもその条件はきついで、一般の人は、才能はあるけれどもそういう試験を受けるというようなことになれば、もうそこに一つの関門がありますし、経験もそう深い経験を持つている人は次から出てこないのではありませんか、どうしてもそこには無理があり、試験の標準もなかなかむずかしいのではないかと、ううううに私は思うのです。この者に対してはその望みがないという制度がありますが、あれを拡張していくというようなお考えはないのでありますか。

○菅野最高裁判所長官代理者 御指摘のように、代行書記官をふやしていくということによって事態をまかなうという方法も考えたことはございました。しかし、これは、やはり俸給制の執行官をふやすということに相通する面があるわけでございまして、むずかしさは同じなわけでございします。しかしながら、今回も代行書記官を置ける場合を法律の上でふやしていただきまして、代行書記官による執行吏制度の改革という面も多少は取り入れて趣旨の上にあらわれてくると思えます。つまり、手数料制の執行官を一方においては原則としてふやしていく。ですが、しかし、それでまかなえない部分を代行書記官いけば俸給制の執行官で補っていくという面が今度の法律でも多少は出ておると思えます。

○井伊委員 現在の書記官を代行させるようにしているのは、補いの点で考えているようなお考えなんですね。これを、書記官にならないものをふやしておいて、そうしてそれをだんだん執行官のほうに向けるといったようなお考えもないわけ

あります。

○菅野最高裁判所長官代理者 重ねて同じようなことを申し上げることになりますが、つまり代行書記官で事をまかなっていくというところは、俸給制の執行官をふやすということと似ておるわけございまして、そういう完全な公務員による執行ということを考えるわけでございしますから、その点において同じ面があるわけでございします。それで、その特色といえますか、いい点はあるわけでございしますから、手数料制度を根本といたしておきます制度の中にも、できるだけそういう俸給制の公務員による執行というところを取り入れていこう、実情のある面においては取り入れていこう、もう少し具体的に申し上げますれば、事件が非常に少なくても手数料制を前提としてはなかなか執行官になり手がないというところ、これは代行書記官で補っていくということでございます。

○井伊委員 なおお尋ねしたいこともありますが、けれども、時間も超過しておりますし、私の質問はこの程度にさせていただきます。

○大久保委員長 本日の議事はこの程度にとどめます。

次会は明後九日に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

昭和四十一年六月十日印刷

昭和四十一年六月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局